

ブラジル向け輸出清涼飲料水等の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ブラジル向け輸出清涼飲料水等について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づくその他の輸出証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 証明書 ブラジルに輸出される清涼飲料水等が、日本国内で生産又は加工され、日本国内の規格基準を満たし、日本国内で問題なく流通していることを証明する書面をいう。
- (2) 清涼飲料水等 日本国内で生産・加工された清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢をいう。
- (3) 地方農政局等 農林水産省の各地方農政局及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局をいう。
- (4) 地方農政局長等 各地方農政局長、北海道農政事務所長並びに内閣府沖縄総合事務局農林水産部長をいう。

3 申請者の範囲等

地方農政局長等に対する証明書の発行申請は、当該地方農政局等の管轄区域において生産され、加工され、若しくは流通する清涼飲料水等を輸出しようとする者及び当該管轄区域内に事務所を有する者又はこれらの者の代理人に限り行うことができるものとする。ただし、申請者及びその代理人は、日本国内に事務所を有することを要する。

4 証明書の発行申請

申請者は、次に定めるとおり申請手続を行うこと。

(1) 申請方法

①農林水産省が設ける輸出証明書発給システム（別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する輸出証明書発給システムをいう。）、②輸出入・港湾関連情報システム（本要綱において「NACCS」という。）、又は③書面により行うことができる。

申請者は、手数料の納付とともに、以下の表の左欄に掲げる申請方法の種類ごとに、中欄に掲げる留意点に従って、右欄に掲げる書類（本要綱において「申請書類」という。）を申請先に提出し申請すること。

注 1：申請者は、輸出しようとする清涼飲料水等について、製造所及び品目ごとに申請手続を行うこと。

注 2：①輸出証明書発給システム又は②NACCS を使用して申請を行う場合の申請書類は、電子ファイルとし、当該書類は、申請者の責任のもとで、証明

書の発行日から1年間保管すること。

申請方法	申請に際しての留意点	申請書類 (番号は、(2)の ①及び②を指す。)
① 輸出証明書 発給システム	申請前に、あらかじめ、農 林水産省が設ける輸出証明 書発給システムの利用申請 の手續を済ませること。こ の手續は、農林水産省のホ ームページに掲載する利用 手續に従って行うこと。	①のア及び②
② N A C C S	申請前に、あらかじめ、N A C C S 及び輸出証明書発 給システムの利用申請の手 續を済ませること。これら の手續は、農林水産省及び N A C C S のホームページ に掲載する利用手續に従っ て行うこと。	①のイ及び②
③ 書面	地方農政局等の受付担当 課に、持参、郵送等にて、申 請書類を提出すること。	①のア及び②

(2) 提出書類

申請者は、次の書類等を提出する。

① 申請書

ア 輸出食品等に関する証明申請書（別紙様式1－1）

イ 輸出食品等に関する証明申請書（別紙様式1－2）

② 添付書類

ア 別表に掲げる確認書類

イ ブラジル政府の登録制度（S I S C O L E）に基づいて登録された日本
の分析機関（注）が発行する製品分析報告書

（注）（一財）日本食品分析センター、（一財）食品環境検査協会その他 S I
S C O L E に基づく登録を受け、かつ、日本国内に主たる事務所又は
営業所が所在する分析機関をいう。

ウ 代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成し
た委任状（別紙様式2）

5 証明書の発行等

(1) 申請内容の審査

地方農政局長等は、申請者が4の規定に基づき提出した書類を確認し、次に定
める項目を審査する。

① 共通事項

- ア 日本から清涼飲料水等を輸出する事業者の名称（個人の場合にあっては氏名。本要綱において同じ。）及び住所
- イ 輸出する製品を製造する事業者の名称及び住所
- ウ ブラジルで清涼飲料水等を輸入する事業者の名称及び住所
- エ 運送方法及びブラジルにおける到着地名
- オ 製品名、銘柄、商品コード、容器の種類、容積（1 ボトル当たりの容量）、充填数（1 箱当たりのボトル数）、総容量
- カ 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく日本農林規格による表示（本要綱において「J A S マーク」という。）の有無

② 個別事項

- ア ①の審査により J A S マークを確認した場合には、日本国内で生産又は加工され、日本国内の規格基準を満たし、日本国内で問題なく流通していると認められることから、速やかに証明書を交付するものとする。
- イ ①の審査により J A S マークを確認することができない場合には、申請者が提出した確認書類により、次の事項を審査するものとする。
 - （ア）当該製品が日本国内で生産又は加工され、問題なく流通していること。
 - （イ）「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。本要綱において「規格基準」という。）に規定する清涼飲料水及び粉末清涼飲料に係る規格基準の要件を満たすこと。なお、食酢に関しては清涼飲料水と同等の規格基準の要件を満たすこと。

（2）証明書の発行

地方農政局長等は、申請書類の内容を審査した結果、内容に不備がないと認める場合には、別紙様式 3 により、証明書の発行を行う。

また、地方農政局長等は、申請者の選択に従い、次のいずれかの方法により証明書を交付することとする。

- ① 農林水産省本省、地方農政局等、農林水産省の職員の駐在地又は委託を受けて証明書の交付を行う者の事務所において手交
- ② 郵送

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合には、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

（3）現地確認その他必要な調査の実施

地方農政局長等は、必要があると認められる場合は、証明書を発行した後においても、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 53 条第 1 項に基づき、申請者から提出された申請書類等の内容について申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

6 証明書の発行の取消し等

地方農政局長等は、5（2）の規定にかかわらず、次のいずれかの場合に該当するときは、輸出・国際局長と協議の上、当該申請を行った者に対して証明書を発行せず、又は既に行った証明書の発行を取り消すことができる。

- (1) 申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 過去に交付を受けた証明書を不正に使用していたことが判明した者（本要綱において「不正使用者」という。）、不正使用者と実質的に同一であると判断される者、不正使用者が経営する事業者からの申請等、当該申請を行った者に発行した証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- (3) その他相当の理由があると認められる場合

(別表) 確認項目及び確認書類

確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
・ B/L・AWB・インボイスの番号 ・ 商品名、数量、重量及び包装形態 ・ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名 ・ 輸出業者の名称及び所在地 ・ 輸入業者の名称及び所在地 ・ 具体的な商品 ・ J A S マークの有無、あるいは日本国内で生産又は加工され、問題なく流通していること	・ B/L（船荷証券）若しくはAWB（航空運送状）又はインボイス（送り状） ・ パッキングリスト ・ 積戻し許可通知書 ・ 輸入許可通知書 ・ 商品ラベルのコピーや商品の写真 ・ 販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示 ・ 製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書 ・ 製造者との売買契約書 ・ 製造者からの納品書 等